

第4 女性相談業務

昭和31年5月に制定された売春防止法第34条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所として設置されるとともに、平成13年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年10月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。

1 沿革

年 月 日	内 容
昭和31年5月24日	売春防止法制定
昭和31年10月1日	県庁厚生課内で婦人相談業務開始
昭和32年6月1日	広島市舟入川口町に「婦人相談所（一時保護所併設）」を設置
昭和33年4月1日	広島市舟入幸町に移転
昭和40年12月25日	広島市南区宇品東四丁目に移転
平成13年4月13日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
平成14年4月1日	配偶者暴力相談支援センター機能開始（以下、「配暴C」という）
平成16年6月2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成17年7月11日	婦人相談所、児童相談所、知的障害者更生相談所を統合して、広島県こども家庭センターとして開設。 「広島こども家庭センター」、「福山こども家庭センター」、「備北こども家庭センター」に配暴Cの機能を付与
平成19年7月11日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成21年4月1日	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称
平成25年7月3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和2年4月1日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和4年5月25日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布

2 婦人相談員の設置状況

県知事及び市長に委嘱された婦人相談員は、次のとおり配置されており、配偶者からの暴力被害女性、要保護女子及び家庭における各般の問題について相談に応じ、関係機関と連携し、必要な助言指導等を行っている。

第 23 表 婦人相談員の設置状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分	所 属 機 関	人数	電 話 番 号
県	西部こども家庭センター	6	082-254-0391
	東部こども家庭センター	1	084-951-2372
	北部こども家庭センター	1	0824-63-5181 内線 2310
市	広島市配偶者暴力相談支援センター	4	082-504-2412
	呉市こども家庭相談課	1	0823-25-3599
	竹原市地域づくり課	1	0846-22-7748
	三原市社会福祉課	1	0848-61-0122
	東広島市こども家庭課	1	082-420-0407
	尾道市社会福祉課 (尾道市役所)	1	0848-38-9350
	因島福祉課 (因島総合支所)	1	0845-26-6209
	市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課 (イコールふくやま)	3	084-973-8896
	府中市子育て応援課	1	0847-43-7216
	三次市子育て支援課	1	0824-64-6011
	庄原市生活福祉部児童福祉課	1	0824-73-1243

3 婦人相談所としての業務内容

次の対象者に係る様々な悩みや問題の相談に応じ、助言指導、関係機関の紹介等を行い、必要があれば一時保護を行っている。

【対象者】

- (1) 売春歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- (2) 売春歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- (3) 配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- (4) 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、当該関係を解消した者であって、当該関係にあった者から引き続き身体に対する暴力等を受けた者を含む。また、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- (5) ストーカー被害者
- (6) 人身取引被害者
- (7) 家庭関係の破綻、生活困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

4 配偶者暴力相談支援センターとしての業務内容

婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして、次の業務を行っている。

- ① 相談及び相談機関（警察署、公共職業安定所等）の紹介
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な指導等
- ③ 被害者及び同伴家族の一時保護
- ④ 自立促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供等。保護命令の申し立てに伴う相談、援助の内容を記載した書面の裁判所への提出
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

5 相談の種類

日常生活を営む上で、何らかの問題を抱えて悩む女性について広く相談に応じている。

相談の種類は次のとおり。

- (1) 面接相談（資料編別表 21～25）
- (2) 電話相談（資料編別表 21、26～28）
- (3) 一日総合相談等

市からの依頼に基づき、一日総合相談等に婦人相談員を派遣している。

第 24 表 相談受付

区 分	婦人相談員等	休日・夜間電話相談員
面接相談	(月曜日～金曜日) 8時30分～17時	
電話相談	(月曜日～金曜日) 8時30分～17時	(月曜日～金曜日) 17時～20時 (土曜日・日曜日・祝日) 10時～17時

※年末年始は除く。

第 25 表 1日総合相談等（令和4年度）

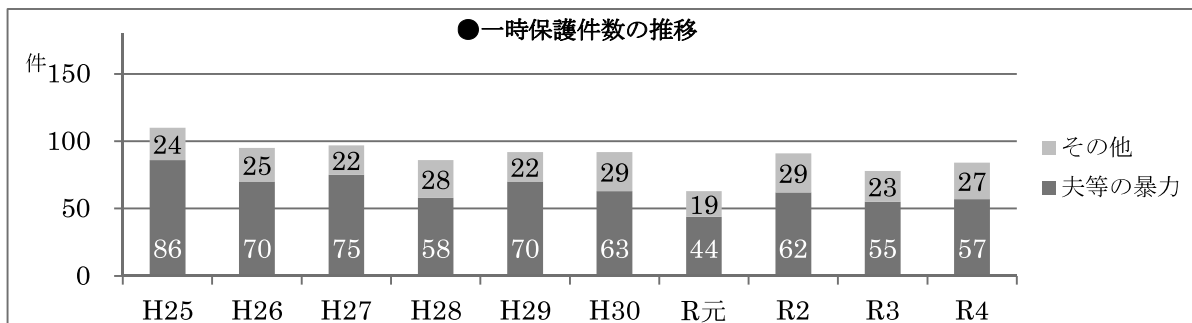
件 数	派 遣 市 町
0 (-)	-

※（ ）内は相談件数。

6 一時保護

(1) 一時保護の実施（資料編別表 29～37）

対象者（同伴家族を含む）のうち、適当な寄宿先がなく、当該者への危害を防ぐため、緊急に保護することが必要と認められる者について、必要な支援の施策が採られるまでの必要最小限の期間、一時保護を行っている。



(2) 一時保護の受け入れ

本人の希望に基づき、市町や警察など関係機関の依頼により、24時間対応している。

(3) 一時保護期間中の支援

日常生活場面での観察、面接、心理学的・医学的診断等を通して、入所者の意思を尊重しながら、関係機関等と連携して、安全の確保及び必要な自立支援等を行っている。

また、平成28年7月から一時保護したDV被害者等を対象に、所外の専門家に委託してDV被害者等カウンセリング事業を実施しており、令和4年度はカウンセリングを延べ7件、同伴児カウンセリングを1件実施した。

(4) その他

配偶者や同居する交際相手からの暴力被害者等に関する一時保護業務については、複数の機関と委託契約している。

7 婦人保護施設への入所委託

一時保護した女性のうち、本人の希望に基づき、婦人保護施設に入所して、生活指導や職業指導を受けて自立を図ることが必要な場合は、入所を委託している。

8 サポート弁護士による法的助言

サポート弁護士から保護命令制度の利用等、法的助言を受けられる体制を整備している。

9 啓発活動

配偶者からの暴力被害者対策及び婦人保護事業について広く理解と協力を得るため、事業概要・リーフレットを作成し、関係機関等に配布するとともに、関係機関や関係団体が開催する研修会等の講師派遣依頼に応えるなど啓発に努めている。

第 26 表 令和 4 年度講師派遣等（研修会等）

開催日	研修名	内容等	人数
7月12日	警察ストーカー・DV 等対策専科生等講習会	配暴センターの概要等	18

10 関係機関との連携強化

配偶者からの暴力被害者対策における支援の充実を図るため、県内地域ごと（3か所）の関係機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携に努める。参加機関は、警察・福祉事務所・市町・関係機関・団体（民間を含む）である。

第 27 表 令和 4 年度関係機関連絡会議の開催状況

期日	名称	実施主体
令和 4 年 6 月 1 日 令和 5 年 2 月 24 日	北部地区児童虐待対応・DV 対策関係機関連絡会議 北部地区 DV 相談員連絡会議	北部こども家庭センター
令和 5 年 2 月 1 日	DV 対策関係機関東部地区連絡会議（書面開催）	東部こども家庭センター
令和 5 年 2 月 8 日	広島県西部こども家庭センター管内 DV 対策関係機関連絡会議	西部こども家庭センター